

## 広島県告示第千二百二十号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によって、国際拠点港湾広島港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和七年二月二十一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島港湾振興事務所港営課において縦覧に供する。

令和六年十二月二十三日

広島港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

### 一 国際拠点港湾広島港放置等禁止区域

#### 1 きらり・さかなぎさ公園周辺

##### (一) 区域の範囲

基点一から基点五までの各点を順次結んだ線、基点五と基点六を基点五から東側の水際線で結んだ線、基点六と基点七を結んだ線及び基点七と基点一を基点七から西側の水際線に沿って結んだ線により囲まれた区域

##### (二) 点の位置（点の位置表示角度は真北方向による。）

基準点 安芸郡坂町の国土地理院四等三角点「丸林」（北緯三四度二〇分三九秒六一七九、東経一三二度三一分一八秒四五六八、標高一三三・〇一メートル）

基点一 基準点から二六七度五九分〇三秒の方向九一・四八メートルの点

基点二 基点一から三二七度四八分五五秒の方向八八・〇一メートルの点

基点三 基点二から五七度五九分三八秒の方向一九七・八〇メートルの点

基点四 基点三から一四七度五九分三八秒の方向五三・八三メートルの点

基点五 基点四から九五度〇六分二五秒の方向八二・八一メートルの点

基点六 基準点から二五九度〇九分〇三秒の方向六九三・二一メートルの点

基点七 基点六から二五九度四八分三二秒の方向二五・〇〇メートルの点

## 2 横浜地区

##### (一) 区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線及び基点一と基点四を基点一から北側の水際線に沿って結んだ線により囲まれた区域

##### (二) 点の位置（点の位置表示角度は真北方向による。）

基準点 安芸郡坂町の国土地理院四等三角点「山本」（北緯三四度一九分五九秒一五六七、東経一三二度三〇分四二秒一八三二、標高一八八・七一メートル）

基点一 基準点から二九二度四三分一三秒の方向七九四・二二メートルの点

基点二 基点一から二三一度一三分一〇秒の方向五〇・〇〇メートルの点

基点三 基点二から二八二度五〇分五七秒の方向三七三・二九メートルの点

基点四 基点三から二六七度四五分〇七秒の方向四〇・一一メートルの点

### 3 森山北地区

#### (一) 区域の範囲

基点一から基点九までの各点を順次結んだ線及び基点一と基点九を基点一から東側の水際線に沿って結んだ線により囲まれた区域

#### (二) 点の位置(点の位置表示角度は真北方向による。)

基準点 安芸郡坂町の国土地理院三等三角点「長森」(北緯三四度二〇分三六秒八四四六、東経一三二度二九分五八秒二九六一、標高一五二・〇〇メートル)

基点一 基準点から二一度二九分〇二秒の方向七〇〇・二七メートルの点

基点二 基点一から一九四度四一分三一秒の方向二六・八五メートルの点

基点三 基点二から三二六度四一分四八秒の方向四〇・三八メートルの点

基点四 基点三から一五度二八分一秒の方向一二八・〇一メートルの点

基点五 基点四から五九度三九分三〇秒の方向八六・〇一メートルの点

基点六 基点五から一〇五度二〇分五四秒の方向三一〇・〇三メートルの点

基点七 基点六から一九五度三八分一秒の方向一一三・八五メートルの点

基点八 基点七から二六六度三九分一三秒の方向二二・七二メートルの点

基点九 基点八から一九三度二六分一九秒の方向二一・四一メートルの点

### 4 植田地区

#### (一) 区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線及び基点一と基点四を基点一から東側の水際線に沿って結んだ線により囲まれた区域

#### (二) 点の位置(点の位置表示角度は真北方向による。)

基準点 安芸郡坂町の国土地理院四等三角点「山本」(北緯三四度一九分五九秒一五六七、東経一三二度三〇分四二秒一八三二、標高一八八・七一メートル)

基点一 基準点から二四五度四二分一〇秒の方向七八三・六四メートルの点

基点二 基点一から二七三度四〇分三四秒の方向五一・〇八メートルの点

基点三 基点二から三五二度三六分四三秒の方向九六・一一メートルの点

基点四 基点三から九六度一五分二三秒の方向五〇・〇一メートルの点

### 二 国際拠点港湾広島港放置等禁止物件

漁船及び業務用船舶以外の船舶並びに当該船舶の係留の用に供する工作物